

性的指向および性自認を理由として私たちが社会で直面する困難のリスト

(第4版)

2025年3月31日

一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会
(略称：LGBT 法連合会)

目次

(a) 子ども・教育	1
(b) 就労	7
(c) カップル・養育・死別・相続	15
(d) 医療	16
(e) 福祉	20
(f) 公共サービス・社会保障	21
(g) 民間サービス・メディア	24
(h) 刑事手続	26
(i) 新型コロナウイルス感染症関連（パンデミック時）	27
(j) その他（地域・コミュニティ）	28

(a) 子ども・教育

【1. 学校での生活】

第4版から
追加

1.1 いじめ・アウティング・SOGIハラスメント

	1	a-1	学校で「男のくせに」「気持ち悪い」「ホモ」「おかま」「レズ」などと侮蔑的な言葉を投げかけられ、自尊感情が深く傷つけられた。
	2	a-2	小学校の教室内で、「ホモ」や「オカマ」という言葉が日常的に笑いの対象になっており、自分のセクシュアリティがバレたら生きていけないと思った。
	3	a-3	学校で仕草が女みたいだと言われ、仕草をまねされたり、笑いのネタにされたりした。
	4	a-4	同級生から「おまえは男らしさが足りない」といわれ、女物の下着をはかされた上で写真を撮られた。
	5	a-5	学校への登校途中、「女みたいな色を着るな」といわれ、着ていたきれいな色の上着を奪い取られ、破り捨てられた。
○	6	a-6	「髪を短く切らないと運動会に参加させない」と幼稚園から言われた。男児と女児で体育の種目が異なっており、「女児扱いしてほしいのなら今励んでいる種目（逆立ち）は男児のものだからさせません。」と、子どもが辛く思う選択を幼稚園がせまる。
	7	a-7	書いていた日記を勝手に読まれた上、同性の友達に恋愛感情をもっていたことをからかわれ、同性の友達との仲を裂かれた。
	8	a-8	外見や仕草から性的指向や性自認が非典型であることが推測され、学校で奇異の目にさらされ、不登校になった。
	9	a-9	学校の同級生に、セクシュアリティを含む個人情報をSNSでアウティングされた。その結果、学校で持ち物を壊される、けがを負わされる等のいじめに遭った。着替えも教室の外、給食も食べないなど、強い孤立状態に陥った。
	10	a-10	性別への違和感について、教員や同級生が笑いのネタにしたため、その場の空気で一緒に笑わざるを得なかった。
	11	a-11	性的指向について、教員や同級生がおかしいものと話したり、「うちの学校にはいない」と言われたりして、何も言い返すことができなかった。
	12	a-12	同性愛者であることを明らかにして学校生活を送っていたところ、一部の同級生によって学級会の議題にされ、クラス全員の前で「話し方がオカマっぽくて気色悪い」等の批判を受けた。教員からも「本人は治そうと頑張っているんだから応援しよう」と、逆に人格を否定するフォローを入れられ、自尊感情を深く傷つけられた。
	13	a-13	性的指向や性自認に基づく差別やいじめから誰も救ってくれなかったため、校内の活動から孤立し、学習を継続することが困難となった。
	14	a-14	体育の授業などで過度な身体接触を強制され、不快に感じるがあった。

第4版から追加	1.2 教員の無理解		
	15	a-15	同性の友達にラブレターを出したところ、相手の親が学校に通報したため、教員に呼び出されて咎められた。
	16	a-16	自分の性別に違和感があることを教員に相談したところ、「そんな風だと堅気の仕事につけないぞ」とたしなめられた。
	17	a-17	同級生から性的指向や性自認に関するいじめを受けていたところ、教員からも「お前が悪い」と言われた。
	18	a-18	いじめの被害について先生に相談しても、「お前が悪い、何かあれば退学だ」等と言われ、授業に関することも教えてくれなくなった。先生が怖くなり、部活も休みがちで、評価も下げられるのではないかと不安を感じた。
	19	a-19	中学校でいじめに遭ったとき、真剣に向き合ってくれようとする人や相談場所が見つからなかった。先生には「卒業証書は渡すから学校に来なくていい」と言われた。
○	20	a-20	LGBTQに関連した話題で校外のスピーチ大会に出場しようとした際、「そのような生徒が我が校にもいると誤解されて保護者・卒業生からクレームが来てしまうかもしれない」とスピーチ内容を変更するように求められた。
○	21	a-21	「LGBT理解増進法」成立の過程でSNSを中心に議論が活発になった。その影響もあり、デマを信じて露骨な差別をする教員が増えた気がする。頑張っている教員と平気で差別をする教員の濃淡が見られるようになった。
第4版から追加	1.3 相談先がないために引き起こされる困難		
	22	a-22	学校において性的指向や性自認について相談したい子どもが支援を受ける機関や居場所がなく、誰にも相談できなかった。スクールカウンセラーにも知識がないため、異性愛者である前提で解決に向けた話をされることもあった。
	23	a-23	レズビアンかどうか悩んでいたとき、臨床心理士の資格を持ち開業していたスクールカウンセラーから「異性との性行為をしてみればその良さがわかるよ」と言われた。専門職の人が言った言葉はとても重く、「同性が好きな自分は気の迷いなのか」と思ってしまった。長く感じていた思いを否定されたように思い、その後、学校を休学せざるを得なかった。
○	24	a-24	学校でカウンセラーに「自分は体は女子だけど心の性別は違うのかもしれない」と打ち明けたら、返事は「勘違いじゃない？」だった。
	25	a-25	学校や教科書で多様な性に関して適切な情報を得られず、相談できる場所もなかった。インターネット上で情報を探しても不正確なものばかりで、「誰かにバレたら生きていけない」「大人になれない」と思った。
	26	a-26	学校で自分の性自認や性的指向について誰にも話すことができず、メンタルヘルスが悪化し、自死に追い込まれた。
	27	a-27	学校で性的指向や性自認に伴う悩みを相談しようと思っても、相談できる場所がなく、支援が受けられなかった。メンタルヘルスが悪化したり、自殺未遂に追い込まれたりした。

第4版から追加	1.4 性別の取り扱い		
	28	a-28	宿泊行事、健康診断、身体測定など、身体の露出がある場面において、性的指向や性自認による困難を抱えている子どもの想定・配慮がされておらず、身体を見る/見られることへの不快感など、苦痛を感じた。
	29	a-29	学籍簿の性別や氏名が、戸籍や住民票にもとづいて記載されているため、別人と疑われたり、性同一性障害であることが周囲に知られたり、同級生などから仲間はずれにされた。
	30	a-30	合唱コンクールで男声パートを歌うことにどうしても抵抗があり、教員に掛け合ったが、女声音域が出るのにもかかわらず、「低音を練習してください」と言われ、性自認に従った合唱への参加が認められなかった。
	31	a-31	どの部活に入るか迷っていたところ、男性であることだけを理由に、教員から柔道部に無理矢理入部させられた。
	32	a-32	女子として生活するために髪を伸ばしていたところ、学校の教員から坊主刈りにすることを強要され、学校で坊主刈りにされた。
	33	a-33	学校行事において男女で色分けしたり、役割を決めていたりするため、自分が望まない色をあてがわれ、好まない役割を担わされた。
	34	a-34	男女で分けた授業や種目、体育祭、部活動において、性自認と戸籍性の不一致のために自分のやりたいことを選択できなかった。
	35	a-35	学校の制服や体操服などが戸籍上の性別で分けられたため、苦痛を感じ、不登校となった。
	36	a-36	他の人に身体を見られる心配や、他の人の身体が目に入る罪悪感から、学校の更衣室やトイレが使いづらかった。
	37	a-37	学生証に性別欄があるため、見た目の性別と違うとして、別人と疑われたり、性同一性障害であることが周囲に知られたりした。
	38	a-38	高校に女子生徒として入学したが（戸籍上の性は男性）、学校から「マイナンバーの提出がなければ就学支援金制度が受けられない」と言われた。生活保護のケースワーカーや保健師に話しても状況は改善せず、希死念慮が生じた。
	39	a-39	学生寮が戸籍上の男女でわかれていたため、入寮できなかった。
第4版から追加	1.5 情報・教育の不足		
	40	a-40	学校で性的指向や性自認などのセクシュアリティについて適切な指導を受けることができなかった。
	41	a-41	学校で使う教科書に性的指向や性自認に対する配慮がなく、自尊感情が深く傷ついた。
	42	a-42	子どもが情報を探せる公共図書館などに性的指向や性自認について書かれている資料や教材が不足しており、あったとしても、司書や職員に差別や偏見があることを心配して借りる事ができなかった。

	43	a-43	学校のパソコンルームや図書館のパソコンのフィルタリングサービスが不適切なため、性的指向や性自認に関する困難へ対応する支援団体や相談窓口の情報へアクセスできなかった。
	44	a-44	高校を卒業して社会に出たが、同性との性行為での性感染症についての予防方法などは高校で習わなかった。その後、HIVに感染した。また、検査が無料だということも知らなかったので、発見も遅れた。
	45	a-45	学校の性教育の授業で、同性間の性的な接触について扱われなかったため、性感染症の予防について正しい知識を受けることができなかった。
	46	a-46	性の多様性をふまえない現在の性教育では典型的な異性間の性行為しか想定しておらず、コンドームは避妊具のみとしてしか扱われず、HIV・性感染症予防のために必要な情報を得ることができなかった。
	47	a-47	異性間の避妊ではなく、感染症予防に関する性教育を受ける機会は、生徒の質問があれば先生が答える個別対応になっているが、受け身の対応では不十分だと感じた。
第4版から追加	1.6 卒業後の進路		
	48	a-48	学校の教員を含めて、身近にカミングアウトしている大人がいなかったため、自分のロールモデル（役割モデル）が見つけれなかった。
	49	a-49	学校教育としてのキャリア教育に性的指向や性自認の多様性が想定されていないため、児童・生徒・学生にとってのロールモデルが見つけれなかった。
	50	a-50	卒業証明書・卒業見込証明書や成績証明書に性別欄があるため、見た目の性別と違うとして、性同一性障害であることが就職活動先に知られ、採用面接で不快な質問をされ、不採用となった。
	51	a-51	戸籍の性別を変更したが、学校が発行する証明書等が元の性別のままであったため、性同一性障害であることが就職活動先に知られたり、採用面接で不快な質問をされたり、採用試験で落とされたりした。
	52	a-52	医療施設や福祉施設での実習の際に、学校から実習先に説明や配慮の依頼がないために、更衣室や名札などの使用で苦痛を覚えたり、実習先の職員や患者・施設利用者から不快な言動をされたりした。
	53	a-53	トランスジェンダーの学生が教職員を目指す際に、自認の性別での教育実習の受け入れがなされなかった。
	54	a-54	トランスジェンダーの学生が実習を必要とする職業を目指したが、自認の性別での実習の受け入れがなされなかったため、その職業をあきらめざるを得なかった。
○	55	a-55	特別支援学校に通っていたけど、性のあり方のせいで職業実習が一度も受けられなかった。

第4版から追加	1.7 教員が指導する際の困難		
	56	a-56	性的指向や性自認について発達段階別に伝えるためのカリキュラムと教材・指導案がないため、教員が児童・生徒・学生に対して適切な指導をすることができなかった。
	57	a-57	学校で性的指向や性自認によって困難を抱える児童・生徒・学生に対応する必要に迫られたが、現場にそのような子どもへの対応を記載したマニュアル・ガイドブック等がなく、適切・迅速な処遇ができなかったり、処遇を行うことやその内容について教員・職員・他の保護者などから十分な理解を得られなかった。
	58	a-58	学校で性的指向や性自認に関する問題に取り組もうとしたが、文部科学省や教育委員会から適切な指導や支援が得られなかった。
	59	a-59	教員が性的指向や性自認に関する問題について学校で扱ったところ、保護者や教育行政の職員、他の教員などから否定的な意見が寄せられ、処分を受けた。また、それに伴い、児童・生徒・学生は適切な授業を受けることができなかった。
	60	a-60	思春期の子どもへの支援体制の整備（学校と支援団体の交流など）が足りないうえに、「性別違和を感じて子どもが悩んでいる」「不登校になった」と親や教員が相談しても、解決策がわからず、子どもへのアプローチ法もわからなかった。
	61	a-61	大学で、パワハラ・アカハラに関しては教職員向けの研修（SOGIやSOGIハラにも言及）が行われ、既に防止ガイドラインを作成、相談窓口も設置済みであったのに、性的指向・性自認に関するハラスメントについてはガイドラインに追加するなどの検討がなされなかったため、当事者の教員が検討すべきと申し出たが大学は対応しようとしなかった。
	62	a-62	保護者のカウンセリングを行っていたところ、後日その保護者から「カウンセラーが、ややオネエっぽいのだが、子どもに影響しては困る」という苦情を受けた。それだけでも十分にハラスメントであるが、カウンセラーが「普通の人」かどうかをわざわざ、教育委員会が確認しに来て、「普通の人で良かったです」と言われた。
第4版から追加	【2. 家庭・施設等での生活】		
	63	a-63	将来への不安や職場での孤立など、セクシュアリティについての悩みから自死した。遺族は遺書を読んで初めて本人の抱えていた悩みを知り、強い無力感や自責の念を感じてしまった。
	64	a-64	幼少期に、自分のセクシュアリティなどに関して養育者からの虐待（通学させてもらえない、邪魔者あつかいされる等）を受けた。また、それを止めてくれる大人がいなかった。その結果、PTSDとなって治療が必要となった。
	65	a-65	自認する性に従った行動を家族が許してくれず、「女っぽいぞ」と父から叩かれたり、「もっと男らしくしなさい」と母から怒鳴られるなど、虐待を受けた。
	66	a-66	親にカミングアウトしたところ、無理矢理ポルノビデオをみせられたり、性風俗のお店へ連れていかれたりした。
	67	a-67	親から「一時の気の迷いだから精神科へ行け」「同性愛は治療できる」といわれ、病院に強制的に入院させられた。

68	a-68	好きな子がいるが、同性で告白できず学校に行けなくなった。周囲にカミングアウトをしていないため、事情のわからない家族から心療内科の受診を勧められた。医師に相談しても仕方がないので本当のことが言えず苦しい。
69	a-69	好きな同性の子がいることが親にばれたため、「学校に行くな」と軟禁された上、勝手に転校を決められた。
70	a-70	部屋に置いていたゲイ雑誌が親に見つかり、家を追い出され、ホームレスとなった。
71	a-71	カミングアウトをしたところ、家族の中で自分の存在を無視されたり、死んだ者として扱われたりした。
72	a-72	性的指向や性自認について正確な知識を持っていない親にカミングアウトしたところ、暴力をふるわれるようになり、家庭が崩壊した。
73	a-73	家族の中で「異性愛以外は認めない」「不自然」「気持ち悪い」「うちの家族にはいない」などの差別的発言が繰り返されたため、メンタルヘルスを悪化させてしまった。
74	a-74	ゲイであることを親に告白したところ、親から「ゲイの息子なんていない」「お前なんか死んだほうがまだ」「いやらしい！きもちわるい」と言われた。
75	a-75	テレビ番組に出演しているオネエタレントをみて、親が「生まれてくる子がゲイなら中絶する」「うちの家族にはいなくてよかった」と言われ、傷ついた。
76	a-76	親にカミングアウトしたところ、好きでもない相手と勝手に結婚話を進められ、結婚を強要された。
77	a-77	自分の性自認や性的指向について家族から理解が得られなかったため、家から追い出され、ホームレスとなった。
78	a-78	生活している地域において、子どもが性的指向や性自認について相談したり、支援を受ける機関や居場所がなく、誰にも相談できなかった。
79	a-79	性的指向や性自認に関する困難を抱える人の人権に関する講演会のチラシを持ち帰ったところ、親が「同性愛について教えるな」と学校に抗議した。
80	a-80	保育園、こども園、幼稚園、児童館、学童保育、児童養護施設の職員に性的指向や性自認に関する知識や意識がなく、養成課程や研修においても、性的指向や性自認に困難を抱える子どもへの対応研修などの取り組みがないため、適切な対応が受けられなかった。
81	a-81	性自認に関する親の虐待について誰かに言いたいのが、保護される児童養護施設では戸籍等の性に従った生活をしなければならないのではと不安になり、誰にも相談できなかった。
82	a-82	児童養護施設で「トランスジェンダー児童が暮らせる空間はない」と入所を断られ、家庭に戻された。
83	a-83	児童養護施設で、自認する性（女性）とは異なる男子部屋に入れられた。男子だけの集団生活の中では「女の子っぽい」という理由でいじめに遭うことが多かった。

	84	a-84	児童養護施設でスカート履きたかったが、先生は「社会では受け入れてくれないぞ」と許してくれなかった。
--	----	------	---

(b) 就労

第4版から追加	【1. 求職・就職活動】		
	85	b-1	「男女のみ募集」という求人のため、性別への違和感を理由に応募できなかった。
	86	b-2	望みの性別での就労ができないことから、結果的にいつまでたっても就職できなかった。
	87	b-3	性別違和のため、就職活動の際に要求される男女分けを前提としたリクルートスーツが着用できず、就活が困難になったり、業種が限られたりした。
	88	b-4	就職活動の際、履歴書の性別に現在生活している性別を記載した結果、「詐称だ」と言われた。
	89	b-5	就職活動の際、履歴書・エントリーシート・ハローワークの求職票へ性別の記載や写真の添付が要求されることから、就活が困難になったり、業種が限られたりした。
	90	b-6	結婚や転籍などにより新戸籍が編制されても、戸籍の身分事項に性別変更を示す条文が記載され、性別変更がわかってしまうため、就職や転職等で不利に扱われた。
	91	b-7	自治体の教員・警察官・行政職等の採用試験の適性試験において、性別の質問に「同性に惹かれることはあるか」「女性に生まれたかったか」などの質問項目があり、回答することに精神的苦痛を感じ、マイナス評価へと繋がった。
	92	b-8	性的指向が非典型的なHIV陽性者が就活中、面接官に感染経路を聞かれ、男性同性間性的接触と答えるべきか困った。
	93	b-9	自らの性的指向や性自認が非典型であることをオープンにした結果、公務員（とくに教員）の採用試験で不当に低い評価を受けた。
	94	b-10	就職活動の際、結婚などの話題から性的指向や性自認をカミングアウトしたところ、面接を打ち切られた。
	95	b-11	性的指向や性自認、トランスジェンダーであることを理由に、解雇や内定取り消しをされたり、辞職を強要されたりした。
○	96	b-12	採用面接時、障害があることとトランス女性であることを理由に、採用をする意志がないことを明言された。
○	97	b-13	転職の際、管理職として内定をしていたが、トランスジェンダーであることをバラされ「トランスジェンダーに管理職はさせられない」と内定取り消しになった。

○	98	b-14	面接時に「今、彼女はいるの？」と聞かれた。性同一性障害であることを伝えると「うちの企業では障害者には配慮ができないので、他を当たって」と言われた。
	99	b-15	就職活動の際、性的指向や性自認に関わる困難について、就活生の相談や支援を行う機関がなかった。
	100	b-16	就職活動の際、性的指向や性自認にフレンドリーな職場を見極めるための指標がなかった。
○	101	b-17	戸籍上同性のパートナーと寮・職員住宅にて共同利用が出来ないことを危惧して、寮・職員住宅への入居が必要な企業・職業への就職を諦め、就職活動を行う際に選べる企業の選択肢がかなり減った。
	102	b-18	大学キャリアセンター（就職支援室）でカミングアウトをして就職活動をしたい旨を伝えたら、どこも受からないからと口止めされた。
	103	b-19	大学キャリアセンターで就職活動において性的指向・性自認（SOGI）に関連した困りごとを相談したら、そんな相談を受けるのは初めてだと言われ、LGBTの説明のみされ、結局支援を受けられなかった。
	104	b-20	大学キャリアセンターでカミングアウトをして就職活動をしたい旨を伝えたら、大学の恥になるから言うなと口止めされた。
	105	b-21	ハローワークでトランスジェンダーであることを伝えると「あなたに紹介する仕事はない」と言われた。
	106	b-22	就職活動をする際に、トランスジェンダーであることがバレないように戸籍上の性別を変えることを周囲から勧められた。
	107	b-23	就職活動をする際にトランスジェンダーであるとバレたらどこも採用をされないと、休学をし、手術費用をためて戸籍変更後に就職活動をした。しかしながら、なぜ休学したのかを面接時に詰問されて答えられず困った。
	108	b-24	就職活動をする際に戸籍上の性別を変更しないと採用されないと思い、身体にムチを打って働き、急いで性別適合手術をしたところ、心身のバランスを崩した。
	109	b-25	内定は出すけれど、入社時に全社にカミングアウトをすることが採用の条件だと言われた。
○	110	b-26	セクシュアリティや障害に理解があると明言している企業が地元では見つからず、自分が安心して働ける場所に就職するのは無理なのではと感じている。
○	111	b-27	性のあり方や病歴などひとつでも言えば、採用どころか地域で噂になり生活に支障が出る可能性もあり、言えない。
	112	b-28	就労支援機関では自分の性的指向・性自認（SOGI）のことが話せず、包括的な支援を受けられなかったため、復職への一歩が踏み出せなかった。
	113	b-29	大学在学時の就職活動でさまざまなハラスメントを受けたが、キャリアセンター等で就労について相談ができないまま卒業し、フリーターとなった。
	114	b-30	就労支援機関で利用者や職員から性的指向・性自認（SOGI）についてのハラスメントを受け、通所できなくなった。

	115	b-31	就労支援機関で支援者の認識不足により性的指向・性自認（SOGI）についての理解が得られないため通所できず、復職できないでいた。
第4版から追加	【2. 規則・環境整備】		
	116	b-32	就業規則などで性的指向や性自認に関係する差別を禁止することが明確にされておらず、職場で差別があったのにならざるを得なかった。
	117	b-33	職場の行動基準やサプライヤー基準の人権ポリシーに性的指向や性自認が明記されていないため、性的指向や性自認に関する人権侵害を甘受せざるを得なかった。
	118	b-34	職場で安心感が得られず、常に緊張感を強いられたため、メンタルに不調をきたし、強い孤独感を感じ、休職や辞職につながった。
	119	b-35	職場に性的指向や性自認について対応できる相談窓口がなく、相談することができなかった。
	120	b-36	高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員、介護福祉士等に関して、性自認・性的指向に困難を抱えている人材を職員として養成・確保するための職場環境の整備がなく、従事できなかった。
	121	b-37	職場の相談窓口に適切なプライバシーポリシーがなく、アウトティングされたり、不利益な取り扱いを受けたりするかもしれないとの不安から、必要な事実を打ち明けられなかった。
	122	b-38	性的指向や性自認で困難を抱える職員がいるという想定や配慮がなく、職員の自助のためのネットワークや支援がなかった。
	123	b-39	キャリアセンター・地域若者サポートステーション・ハローワークなどの就労・自立支援機関の職員・相談員・ソーシャルワーカーに性的指向や性自認についての知識がなく、アウトティングなど二次被害に遭ったり、十分な支援を受けられなかったりした。
	124	b-40	厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署の職員・相談員に性自認・性的指向についての知識がないため、アウトティングなど二次被害に遭ったり、十分な支援を受けられなかったりした上、適切な行政指導も行われなかった。
	125	b-41	使用者に対する性の多様性に関する研修・講演会が乏しく、使用者に理解がなかった。
	126	b-42	「LGBTフレンドリー」であることを社外的にアピールしている企業を選んで就職したが、実際の現場は差別的言動が多く、非常に失望し、転職を考えた。
○	127	b-43	性別適合手術を終えて、女性として働くことを職場に理解をしてもらえたが、「女性の場合、給与水準が下がる」と言われた。
第4版から追加	【3. いじめ・無理解・SOGIハラスメント】		
	128	b-44	性的指向や性自認に関するいじめ・ハラスメントにより転職を重ねた結果、非正規雇用につかざるを得ず、経済的な困窮につながった。
	129	b-45	性的指向や性自認に関するいじめ・ハラスメントにより休職・辞職に追い込まれたが、復帰に繋がる支援を受けることができなかった。

○	130	b-46	採用面接で突然、社長から「君はホモか？」と聞かれ、否定したが、就職してからも「ホモか？」と何度も聞かれ、体調を崩して出社できなくなり、退職した。
	131	b-47	職場でレズビアンとカミングアウトしたら、「治してやる」「男を知れば変わる」などといってレイプされた。
	132	b-48	営業職を希望していたが、「オカマっぽい人に営業はやらせられない」と言われ、業務内容を制限された。
	133	b-49	同性パートナーの存在を隠していたところ、たまたま超勤が多かっただけで、「プライベートがちゃんとしていないと早く帰ろうという気持ちが起こらないから、仕事の能率も上がらない」といわれた。
	134	b-50	子どもの性的指向や性自認のあり方が職場に広まり、「育て方が悪い」「親の人間性を疑う」「親も当事者では」などあらぬ噂が広がり、ハラスメントとして申し立てたが取り扱ってもらえなかった。
	135	b-51	「FTMは女じゃないからいいだろ」と言われ会社の同僚に胸を揉まれた。
	136	b-52	「レズビアンは女が好きなんだろう」といわれ、同僚の社員から男性向けのポルノ雑誌を無理矢理みせられた。
	137	b-53	就業後の飲み会で、酔った上司から、「お前はホモか？気持ち悪いな、もっと男っぽくしろ」と怒鳴られた。
	138	b-54	法律上の結婚ができない/していないため、結婚をすすめられたり、結婚や出産をしていないと一人前ではないというような話をされたりする。
	139	b-55	パートナーとの死別に際して、ショックで休職したことでカミングアウトせざるを得なくなったが、周囲のいたわりがなく、うつ病を発症した。
○	140	b-56	パートナーが亡くなった際、一人で面倒を見ていたため、高齢の田舎の両親がお別れのため来訪した際の世話や、葬祭の一切を取り仕切り、職場を1週間ほど休むことになった。しかしカミングアウトができない状況であったため、上司や周囲の人の理解が得られず、退職することになった。
	141	b-57	同性パートナーの存在を隠していたところ、「家族がない人は楽でいいから」と言われ、仕事を押し付けられ、長時間労働を強いられた。
	142	b-58	宴会芸で女装ネタで盛り上がる場面に遭遇するたびに苦痛を感じ、ゲイであることはこの職場では絶対に言えないと思った。
	143	b-59	職場ではゲイであることを隠しているが、宴会芸の女装ネタをやる係に指名され断れず、女装ネタを強制された。その経験により大きな精神的苦痛を感じ、うつを発症して休職、最終的には退職した。
	144	b-60	職場では性的指向を隠しているが、日常会話および会社の飲み会でのいわゆる「ホモネタ」「ホモいじり」が起こるたびにとても辛くなり、早くこの話題が過ぎ去らないかと苦痛を感じる。心理的安全性が脅かされ、健康の維持が困難になった。
	145	b-61	働きながら性別移行を進めているが、職場や上司の理解が得られず、性別移行が直接の理由だとは言われなかったが、長年携わってきた仕事から外された。

	146	b-62	Xジェンダー（FTX）であり、正式にはカミングアウトしていない。「女性」社員で営業職なので人事から「ちゃんと化粧をするように」と再三注意を受けたが無視をしていたところ、人事との間で険悪な雰囲気になっていた。
	147	b-63	職場でカミングアウトしているが、宗教上のことを理由に、差別的内容が書かれた匿名の手紙が届いた。気味が悪い。
	148	b-64	職場でカミングアウトしているが、そのために社内SNSで名指しされて差別的なことを記載された。会社に訴えたが、差別事案ではなく単なる個人間のSNSトラブルという扱いで、相手側の処分等はされなかった。
○	149	b-65	職場のSNSで、自分をメンバーに入れられない形でグループが作られ、グループ内で自分のセクシュアリティについての憶測が語られていた。
○	150	b-66	カミングアウト後に社内システムのアクセス権が変えられた。
	151	b-67	顧客から「なんだあのオカマは、担当を変える」とカスタマーハラスメントがあったことから、異動を命じられてしまい、給料も下がった。
	152	b-68	取引先から「男だか女だか分からない人ではなく、もうちょっとマトモな人はいないのか」と上司が言われ、担当を変えられてしまうだけでなく、後日バックオフィスへ異動させられてしまった。
	153	b-69	同性愛者であることを明らかにして働いており、出張の際に宿泊する部屋が同性の同僚との2人部屋になったが、同僚が嫌がっているように感じ、緊張感に耐えられず自分でお金を出して別の部屋に宿泊した。
	154	b-70	異性愛でシスジェンダーの男性しかいないという想定のもと、男性向けの工場や寮が共同浴場になっており、居心地の悪い思いをした。「裸の付き合い」が推奨され、そこで多くのコミュニケーションが行われるため、疎外感を抱いた。
	155	b-71	自分はトランスジェンダーだが、宿泊研修の部屋割りが戸籍等の性別ごとの3人部屋になり、性自認上では異性の同僚に性的にプライベートな部分を見られそうになって苦痛を感じた。
○	156	b-72	SOGIに関する裁判例が新聞やニュースメディアで取り上げられ、職場でも話題となり「〇〇は、トランスジェンダー？」と冗談で言われた。戸籍上の性別変更後に就労しているため、気付かれていないとは思っているが、とても動揺した。
第4版から追加	【4. カミングアウト・アウティング】		
	157	b-73	戸籍と性自認の不一致について職場で理解が得られず、カミングアウトしたことを咎められた上で、隠しておくことを強要された。
	158	b-74	カミングアウトしたら、「あいつはホモ/レズだから気をつける」と職場内で言いふらされた。
	159	b-75	会社が同性パートナーにも福利厚生を適用するよう社内規則を変更したので、申請しようとしたところ、親に「会社には言うな」と反対されて申請できていない。
	160	b-76	職場の健康診断のデータ管理についての適切なプライバシーポリシーがなく、ホルモン療法の事実が総務部の職員に知られるなどして、アウティングにつながった。

	161	b-77	取引先との商談や飲み会の席で、信頼して打ち明けていた上司に「こいつゲイなんですよ」とアウティングされた。
	162	b-78	トランスジェンダーであることを人事にカミングアウトしたところ、別のトランスジェンダーの社員について「あの人もトランスなんですよ」と言われた。自分のセクシュアリティもこうやってアウティングされるのではないかと不安になった。
○	163	b-79	職場でカミングアウトしたところ、「〇〇さんもお仲間なんじゃないでしょうか？」などと他の職員のセクシュアリティについて聞いてくる同僚が次々に現れ、中には鎌を掛けて聞き出そうとしてくる者までいて、職場で常に緊張を強いられるようになった。
	164	b-80	「LGBTフレンドリー」だと言われている企業で、大丈夫だろうと上司にだけカミングアウトしたところ、翌日には職場の全員に知れわたっていて、仲間外れや無視されるようになった。それがもとで結局退職に追い込まれた。
	165	b-81	必要があって人事に性別変更したことを伝えているが、その情報を人事内でどのくらいの人に知られているのかわからず不安。また人事以外でも上司や役員などにその情報が漏れているのではないかと不安に思っている。
○	166	b-82	職場のハラスメント相談窓口にあウティング被害を相談したら、調査の過程ですらに情報が広まってしまった。
	167	b-83	性別変更したことについて、会社から「絶対に他の社員に言わないように」と口止めされた。
	168	b-84	必要に迫られて派遣元（派遣会社）に戸籍の性別を変更したことを説明し、その際、派遣先（実際に勤務する会社）には伝えないように求めたが、知らないうちに派遣元から派遣先に性別に関する事情が伝わっていた。
○	169	b-85	医療職に従事していたが、性表現に関する嫌悪感を示され、何度もハラスメントを受けた。今の職場ではカミングアウトできないと感じ離職した。
	170	b-86	戸籍等の性別が現在生活している性別と異なることを職場に知られてしまうことに抵抗がある。雇用保険や社会保険の資格を取得する場合には、戸籍等の性別が記載された書類を会社に提出しなくてはならないので、それを避けるために雇用保険や社会保険の適用とならない短時間の労働を複数掛け持ちしていて、体力的にも経済的にも余裕がない。
第4版から追加	【5. 人事（配転・出向・キャリア関係）】		
	171	b-87	能力開発支援において、「男性」以外はキャリアに繋がるような研修を受けることができなかった。
	172	b-88	努力して海外赴任のチャンスを勝ち取ったが、同性パートナーを家族として会社に認めてもらえないため、赴任地に同行させられず、海外赴任を諦めた。
	173	b-89	同性パートナーの存在を隠しているため、単身者扱いで転勤を命じられた。それでもカミングアウトできる環境ではなく、しぶしぶ転勤命令に従わざるを得ず、望まない単身赴任となってしまった。

	174	b-90	差別的に取り扱われるのではという不安で、異動先に同性パートナーの帯同を申請できず単身赴任になったが、遠距離恋愛になり、精神的にも金銭的にも負担が大きかった。
	175	b-91	職場での昇進・昇格に結婚要件があったため、同性パートナーがいたのにもかかわらず、昇進・昇格できなかった。
	176	b-92	男女間に賃金格差があるため、女性同士のカップルは経済的な困窮につながった。
	177	b-93	海外赴任を打診され自分も行きたいと思ったが、赴任先の国では同性間の性行為が犯罪とされていて、自分が同性愛者だと知られてしまったら刑罰の対象になるかもしれないと恐ろしくなった。会社にはカミングアウトしていないため、事情を話して赴任先を別の国にする等の配慮を求めることもできず、海外赴任自体を諦めた。
第4版から追加	【6. 服務】		
	178	b-94	戸籍性とは別の容姿で就労しようとしたが、企業秩序維持を理由に自宅待機や戸籍性の容姿での就労を命じられ、応じなかったところ、懲戒・解雇された。
	179	b-95	会社の更衣室・制服・社員寮・宿泊研修等での男女分けがあり、戸籍性でしか利用できなかった。
	180	b-96	職場の健康診断の際、人前で服を脱がなければならず、不快な思いをした。
	181	b-97	性別違和があるにもかかわらず、戸籍性の姿を強制されたり、性自認に沿った服装を批難され、苦痛を感じた。
	182	b-98	トランスジェンダーで、自分の場合は男女に分かれた職場のトイレが使えない。職場でトイレを使いたくないため、もう何年も1日中飲まず食わずで働いている。それでもどうしてもトイレに行きたくなった場合には、職場から離れた駅のトイレを利用している。
	183	b-99	職場で女子トイレに入らざるを得ないが、知らない人がトイレに入ってくると、何度も見られ、警備員を呼ばれたことがあった。
	184	b-100	健康診断で「女性です」というと身体を執拗にチェックされた。
	185	b-101	派遣元（派遣会社）に、現在生活している性別が戸籍等の性別と異なるので派遣先（実際に勤務する会社）に事情を話してトイレや更衣室の使用等について配慮を求めて欲しいと言ったが、派遣先に行ってみるとまったく伝わっていなかった。
第4版から追加	【7. 福利・厚生】		
○	186	b-102	育児休業は、企業が法律を上回る規定をしていれば同性パートナーも取得することができるが、なかなか整備ができている企業は少なく、さらに育児休業給付金については受給が難しい。
	187	b-103	パートナーが業務上の理由で死亡し、使用者に対して遺族補償の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。

188	b-104	パートナーとの死別の際、使用者に対して、死亡退職金の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。
189	b-105	パートナーとの死別などの際、使用者に対して、見舞金・慶弔金の支給を申し込もうとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。
190	b-106	パートナーやパートナーの親族との死別の際、使用者に対して、慶弔休暇・忌引を申し込もうとしたが、配偶者等ではないことを理由に拒否された。
191	b-107	使用者に対して、パートナーと共に育てている子どもの育児休業・看護休暇を取得しようとしたが、法的な親ではなく、養育していると認められないことを理由に拒否された。
192	b-108	使用者に対して、パートナーやその父母の介護休業・介護休暇を取得しようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。
193	b-109	パートナーの子どもの育児を理由に残業の免除を申請したが、法的関係がないことを理由に認められなかった。
194	b-110	使用者に対して、扶養手当・家族手当の給付を申し込もうとしたが、パートナーやその子どもが法的な配偶者や子でないことを理由に拒否された。
195	b-111	使用者に対して、パートナーと委託保健施設・保養所の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否されたり、割引料金の適用がなかったりした。
196	b-112	使用者に対して、パートナーとの寮・職員住宅の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。
197	b-113	使用者に対して、住宅資金の貸付を申し込もうとしたが、パートナーが親族ではないことを理由に拒否された。
198	b-114	パートナーの介護や連れ子の育児の負担が考慮されないまま、使用者から遠隔地への配転・出向を命じられた。
199	b-115	使用者に対して、パートナーの健康診断・人間ドックの割引利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。
200	b-116	職場に対し、パートナーを扶養家族として、給与からの所得税の控除額を低くしてもらおうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。
201	b-117	性別適合手術を受ける際、積立休暇が使えず、支援もなかった。
202	b-118	性別移行の準備や性別適合手術に使用する診断書作成のために、就業中に望みの性別で生活をするRLE（リアル・ライフ・エクスペリエンス）の実施を申し出たが、使用者に拒否された。
203	b-119	配偶者・扶養家族を対象としたキャリア形成、健康診断や財産形成等のライフプランについての、職場からの情報提供を、同性パートナーが受けることが出来なかった。
204	b-120	海外赴任先で同性パートナーと結婚し、当然に配偶者扱いしてもらえたが、同じ企業の日本支社に赴任したらその家族扱いがなくなり、住居手当等が使えなくなり、心理的、金銭的負担が大きかった。

	205	b-121	会社が同性パートナーにも福利厚生を適用するよう社内規則を変更したが、上司を通さないと申請できず、また、誰がその内容を見ることができるのか不安で、希望していても申請することができない。
	206	b-122	職場に登録する緊急連絡先に同性パートナーを指定したところ、関係をしつこく詮索されたり、親族以外の人は登録できないと言われたりした。
第4版から追加	【8. 安全・衛生】		
	207	b-123	在職のまま性別を移行していれば、性別適合手術で休職する期間に健康保険の傷病手当金(健康保険の被保険者が病気やケガで仕事ができない期間の所得を保障する給付)が受けられる可能性があった。しかし、職場に相談できずに退職して健康保険の被保険者でなくなってから性別移行したため、健康保険の給付が受けられずに手術後、仕事ができない期間の生活が苦しかった。
	208	b-124	性同一性障害と診断されてホルモン療法を受けているが、転勤したところ、近くにホルモン療法に対応している医療機関がなく、遠方の医療機関に通院しなくてはならなくなった。1回の通院に丸1日かかる距離のため、通院の交通費が高額になり、体力的にも負担が大きい。また、仕事が休みの日に医療機関の予約が取れないことも多いので有給休暇の大部分を通院に使っている。会社には事情を言っていないので配慮を求めることもできない。

第4版から追加	(c) カップル・養育・死別・相続		
	209	c-1	公証役場で、パートナーシップ契約の公正証書を作ろうとしたが、公証人によっては、公序良俗に反するなどの理由で違法だといわれ、拒否された。
	210	c-2	パートナーを扶養家族として所得税の申告をしようとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。
	211	c-3	日本人と同性パートナー関係にある外国人が、「日本人の配偶者等」の在留資格を得ることができなかった。
	212	c-4	法的な夫婦ではないため、同性カップルが特別養子を受け入れることが出来なかった。
	213	c-5	里親の認定基準が厳しく、同性パートナーは養育補助者とは認められないため、独身者としてしか里親登録ができなかった。
	214	c-6	里親の認定基準が厳しく、原則として夫婦でなければならないため、同性カップルとしての里親登録ができなかった。
○	215	c-7	婦人科を受診したが、初診時のアンケートに「性交経験」を問うものがあり、女性との性交経験を記載するべきか悩む。
	216	c-8	レズビアンカップルの一方が妊娠・出産したが、法的な夫婦でないために、もう一方との間に法的な親子関係が成立せず、親権等を行行使することができなかった。

○	217	c-9	レズビアンである私が現在通っている婦人科では、私の状況に合わせた治療法を考えてくれる。今後、引っ越し等で転院が必要になった際に、安心して通える病院を新天地で見つけられるかととても不安。
	218	c-10	DVを受け、パートナーと住んでいた家から逃げ出したが、法的な夫婦でないために生活費を請求できず、経済的に困窮した。
	219	c-11	同性パートナーと関係を解消する際に、財産分与請求をしようとしたが、法的な夫婦でないために認められなかった。認められた場合でも通常より多大な労力をかけなければならなかった。
	220	c-12	パートナーが認知症を発症したが、自分が後見・保佐・補助の申し立て人になれなかった。
	221	c-13	パートナーの不慮の死に際して、親族ではないことを理由に、自分が身元確認を行うことができなかった。
	222	c-14	パートナーとの死別に際して、パートナーの家族から喪主になることやお骨の引き渡しを拒否された。
	223	c-15	パートナーとの死別に際して、親族から葬儀への参列の声が掛からなかった。
	224	c-16	パートナーとの死別に際して、パートナーの名義で所有・賃借していた住居から退去しなければならなくなった。
	225	c-17	パートナーとの死別に際して、財産を自分に譲り渡す旨の遺言状があったが、2人の関係に否定的なパートナーの親族からの脅迫を受けて、放棄させられた。
	226	c-18	パートナーとの死別に際して、パートナーの財産を相続できなかった。
	227	c-19	パートナーとの死別に際して、財産をすべて自分に譲り渡す旨の遺言が存在したが、パートナーの親から多額の遺留分を請求された。
	228	c-20	パートナーとの死別に際して、墓がなかったが、「申込みは本人または親族のみ」と言われ、墓園の申し込みを断念せざるを得なかった。
○	229	c-21	同性カップルの可視化が進むにつれて、行政の匙加減で「家族」扱いされたりされなかったりという恣意的な対応が起こっている。例えば、結婚新生活支援事業費補助金については法律婚を要件とし「同性パートナーを家族とは認めない」という取り扱いがされる自治体が多い一方（一部自治体では同性パートナーも対象）、児童扶養手当の支給や保育園入園の審査では「同性パートナーを家族」とみなして手当の受給を止めたり、保育園入所審査申し込みの際にはシングルの親ではなく配偶者ありとして点数を減らしたりする自治体もある。

(d) 医療

第4版から追加

【1. 外来受診】

	230	d-1	トランスジェンダー男性のための的確な医療情報やネットワークが充実しておらず、ホルモン注射などで受診できる医療機関を見つけるのが困難であった。
--	-----	-----	--

	231	d-2	婦人科など性別に特化した病院を利用しようと思ったが、戸籍の性別と異なるため、受診がためられた。
	232	d-3	生殖機能を除去していないトランスジェンダーの場合、見た目の性別と身体的な性別が違うことも多く、奇異な目で見られる。受診の際に説明が難しく、受診自体を断念してしまうため、病気がかなり悪化してから受診することが多い。
	233	d-4	性別適合手術を終えているが、戸籍の性別を変更していないため、身体の状態と保険証の性別との違いから、他の病気等の際に受診しづらかった。
○	234	d-5	身体の不調があり大学病院にいったが、異常が見つからなかった際、「男性ホルモンの副作用では？」と検査を打ち切られた。
	235	d-6	HIV/AIDS検査を受けようとしたが、自分が性的指向・性自認に困難を抱えていることを話しても安全なのかわからず、受診をためらった。
	236	d-7	同性愛者のコミュニティでは、HIVや薬物などの依存に関する問題意識が強いが、相談がしづらく支援を受けるのが難しい。
	237	d-8	医療機関の受付で戸籍上の名前が呼ばれるため、受診しづらくなった。
	238	d-9	鬱（うつ）で受診しているが、自身にとって重要なアイデンティティの一つである性的指向・性自認（SOGI）の話ができていない。
○	239	d-10	精神科医のカウンセリングでセクシュアリティへの理解がなく、より傷ついて精神科医に通うことができなくなった。
	240	d-11	HIVの診療場面でも、医療者に性的指向・性自認（SOGI）に関することは話しづらい。
	241	d-12	HIVと診断された保健所で感染経路を聞かれたが、同性間であることを正直に話すことがためらわれ、異性間の性的接触と答えてしまった。
○	242	d-13	新型コロナウイルス感染症に罹患し体調が悪化したため男性病棟に入院したが、戸籍の性別変更をしておらずリストバンドがピンク色で、同部屋の患者の視線が気になり居心地が悪かった。病室の入口にも色分けされた札に患者の氏名が記載され下げられていたが、戸籍名が表示された。
	243	d-14	HIV感染判明前に体調不良で受診した医療機関があったが、セクシュアリティについて開示できなかったため診断には至らず、結果的に診断が遅れた。
○	244	d-15	入院時に、同性パートナーは親族ではないとの理由でキーパーソンとして扱われなかった。面会が制限され、病状を知ることもできないのは苦痛であった。
	245	d-16	産婦人科や泌尿器科の医師に性的指向を打ち明けたところ、「そんな不道德な生き方はよくない」と説教され、深く傷ついた。
	246	d-17	精神疾患を患っていたときに、同性愛をカミングアウトしたら、医師に「性倒錯」とカルテに書かれた。日本でも診療等に広く使われている「国際疾病分類 ICD-10」では、同性愛は1990年に精神疾患から削除されている（性倒錯でもない）のに、この診断には納得がいかない。
	247	d-18	HIV陽性者で適切な治療を受けているのに、人工透析や歯医者を利用しようとしたら断られた。

	248	d-19	性自認・性的指向に困難を抱えている場合に特有の医療ニーズに沿って安心して受診できる医療機関が地域になく、健康を害してしまった。
	249	d-20	性同一性障害についてホルモン療法をしてくれる病院が見つからず、インターネットで個人輸入した薬を飲んだところ、副作用が出てしまった。
	250	d-21	診断や体調維持のために行う染色体検査やホルモン値検査、性別変更後のホルモン療法について、公的医療保険の適用対象となるかどうか明確な通知がなく、医療機関や公的医療保険の運営者によって扱いが異なっている。
	251	d-22	性同一性障害のホルモン療法に対して健康保険が適用されず、経済的負担が大きくなり、十分な診療が受けられなかった。
	252	d-23	性同一性障害について相談できる医療機関が身近にないため、遠方の病院に夜行バスで通院しているが、貯金が底をつき、途中で受診を断念せざるを得なかった。
	253	d-24	情報が不十分で「ホルモン注射無料券」などを配られたり、3分の診断で、性別移行手術を勧誘されたり、不可逆な性別適合手術を早急に受けなければならないと思込まれそうになった。
	254	d-25	性同一性障害のホルモン療法をするというクリニックに行ったら、前金制で料金だけ取られ、注射はしてもらえず帰された。血液検査を頼んだら、「うちではやっていないので、他の病院へいけ」と言われた。不満だったが、日本語が不自由なこともあり、訴えでることができなかった。
	255	d-26	入国管理局の収容施設において、性別違和（性同一性障害）をかかえる外国籍者が適切な医療的措置（ホルモン療法等）を受けられなかった。
○	256	d-27	献血の事前のチェック項目に「男性どうしの性的接触があったかどうか」を尋ねるものがあった。「男性どうしの性的接触があると献血できない血液になる」と思われるのではないかと。この項目があることで「ゲイって怖い」という偏見に繋がらないかと、とても危惧している。
第4版から追加	【2. 入院・手術】		
	257	d-28	救急車を呼んだ時に性同一性障害であることを理由に「どう対応したらいいかわからない」と言われ、搬送されるまでに時間がかかってしまった。
○	258	d-29	地域のがんの拠点病院で同性パートナーに関する理解がなかったため転医せざるをえなかったが、転医先の病院では設備等の関係から十分な治療を受けることができなかった。
	259	d-30	現在入院中。病気とは関係ないので同性愛をカミングアウトする気はないが、看護師等からの「彼氏はいるのか。いないなら、紹介しようか」などの声かけがづらい。ここでカミングアウトしたら、共同部屋から追い出されるのか不安。
	260	d-31	男女分けされた共同病室に、性自認に沿って入院できない。
	261	d-32	トランスジェンダーです。戸籍の性に沿って共同病室に入院したが、同じ病室の患者などにのぞかれた。

	262	d-33	トランスジェンダーが男性の共同病室に入院した際に、同室の患者等にのぞかれたことに苦情を言ったら、個室を利用してほしいと言われた。個室と共同病室の差額料金が払えず、断念するしかなかった。
	263	d-34	パートナーが入院したが、病室での付き添いや介護をさせてもらえなかった。
	264	d-35	認知症・意識不明状態のパートナーが入院したが、病院・医師から安否情報の提供や治療内容の説明を受けられず、面会もできなかった。
	265	d-36	認知症・意識不明状態のパートナーについて、外科手術が必要となったが、法律上の親族の同意が必要だと言われ、スムーズに治療を受けることができなかった。
	266	d-37	認知症・意識不明状態の患者についての安否・治療内容などの情報を患者の同性パートナーに提供してよいのか、医療機関側が戸惑っていた。
	267	d-38	認知症・意識不明状態の患者について、どのような治療を行うかを決める場合に、患者の同性パートナーの意向が考慮されなかったり、他の親族よりも軽視されたりした。
	268	d-39	認知症・意識不明状態の患者について、外科手術が必要となったが、医療機関側が患者の同性パートナーによる同意がどこまで意味を持つのか判断に戸惑い、スムーズに治療を行うことができなかった。
	269	d-40	性別適合手術をしないという選択肢はないと思い込んでいたため、高額な医療費が必要となった。
	270	d-41	性同一性障害治療における性別適合手術について、健康保険の適用対象となったが、（現在は保険適用外の）ホルモン療法との併用が認められていないため、多額の自己負担を強いられた。
	271	d-42	国内で性別適合手術ができる医療機関が少なく、自分の生活圏内で受けられなかったり、安全性に乏しい医療機関で手術を受けざるを得なかったりした。
	272	d-43	国内で性別適合手術ができる医療機関が少なく、海外へ行かざるを得なかったが、医療の専門知識のない者が通訳をしたり、多額の費用負担を強いられ、正確な情報も得られず、術後のアフターケアも十分に受けられなかった。
	273	d-44	パートナーとの死別に際して、臓器提供を望まなかったが、遺族ではないことを理由にその意志が考慮されなかった。
第4版から追加	【3. 家族・パートナー】		
	274	d-45	HIVの感染がわかったが、感染経路の話にもなるだろうから、一番身近な家族には伝えられないし、相談もできないでいる。
	275	d-46	既婚のバイセクシュアル男性のため、妻にHIV感染のことを伝えづらく、いつも悩んでいる。
	276	d-47	HIVを感染させてしまった人が、罪悪感から自殺してしまった。残された同性パートナーは周囲に話せないでいる。

	277	d-48	HIV陽性者であることを周囲に伝えたところ、適切な治療を受けているものの感染経路が同性間であると知られて混乱された。
第4版から追加	【4. PrEP】		
○	278	d-49	PrEPはHIV感染の予防法であるが、正規ルートでの入手が難しく、非正規品などの服用者が増えつつある。また、PrEP服用者をフォローする医療機関は偏在している。
○	279	d-50	医療機関によるフォローを受けないままPrEPを服用することにより、HIV感染に気づかないまま服用を続ける者や、副作用などの健康被害が懸念される。
○	280	d-51	PrEPを希望するが、値段で躊躇してしまう。海外では無償で配布している国もあると聞く。

第4版から追加	(e) 福祉		
	281	e-1	障害福祉施設の男女分けがはっきりしており、性別違和から安心して利用できなかった。
○	282	e-1	高齢となり、福祉施設を利用したが、他の利用者から「女みたいな服を着るな」と何度も咎められ、その施設に居づらくなった。
○	283	e-3	障害者支援を行う施設や制度がLGBTQの想定を一切していないように感じる。LGBTQの存在を想定した運営をしてほしいし、居ないことにしないでほしい。生きるのも就職も大変で、もう生きていけないと感じる。
	284	e-4	高齢者施設の入居者を訪問した家族のひとりに性別違和をもった人がいたことから、施設の職員、利用者に「精神異常では」などと言われ、入居者はもちろん、その家族ともども嫌われ、粗雑な扱いを受けた。
	285	e-5	高齢者介護サービスを担う仕事に就いているが、社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員、介護福祉士などの偏見を恐れ、性的指向と性自認がバレないように怯え、日々緊張を強いられて睡眠障害になった。
	286	e-6	高齢者向けの施設において、男女分けで施設が運営されているため、性別違和をかかえる当事者の意向を伝えても考慮されず、戸籍の性で分類され、精神的な負担が大きかった。
	287	e-7	高齢の性的指向や性自認に困難を抱える人々が差別を恐れずに安心して通える社会福祉施設がなく、サービスを受けられなかった。
	288	e-8	高齢福祉施設で虐待を受けた性的指向や性自認に困難を抱える人が、適切な支援を受けられなかった。
	289	e-9	性的指向が非典型的なHIV陽性者が、世間話の中でホモネタとHIVが一連で語られるのを耳にし、二重につらい思いをした。
	290	e-10	地域の障害者施設を利用していたが、その活動の中で同性愛のネタで笑うような会話が交わされ、二度と行きたくないと思った。

	291	e-11	福祉施設の利用を始めたが利用者も職員もLGBTへの理解がまったくなく、ホモネタで笑ったり、異性愛や結婚のプレッシャーをかけてきたりして、カミングアウトができなかった。そのことにより、自己主張せず、友達も作らず、なるべく会話を避けるようになってしまい状況が悪化した。
	292	e-12	身体障害の重複したHIV陽性者だが、ヘルパーなど介護職に性自認の開示ができず、関係性を築きにくい。
○	293	e-13	就労移行支援事業所で、身近なことから就職活動のことまで様々なことを相談していたが、支援員の自分を見る目や態度が変わったり理解のない言動をされるのではないかと不安で、セクシュアリティを開示して相談したことはない。
○	294	e-14	就労移行支援事業所に、「男女別のトイレしかないからトランスジェンダーの人は利用できません」と利用を断られた。
○	295	e-15	就労移行支援事業所に女性と同じ扱いをしてほしいと相談したら、「トランスジェンダーだからといって特別扱いはできない」と断られた。その事業所には多目的トイレがなく、トイレの使用も制限された。行政や区議会議員に相談したところ、「指導はできるが、法的拘束力はないので効果はないだろう。対応できない」と判断された。
○	296	e-16	就労に関する障害者向けサポートを受けた際、身だしなみについての講習があり、服装など男女別の細かいルールが記載された資料が配布され、辛かった。
	297	e-17	海外では、手術要件もなく性別を変更できる国があるというのに、手術をしなければ性別変更できないことに不便を感じる。
	298	e-18	性的指向・性自認に困難を抱える高齢者に子どもがいなかったため、司法書士などが成年後見人になったが、理解がなく、十分に意思疎通ができなかった。

(f) 公共サービス・社会保障

第4版から追加

【1. 行政手続き等】

	299	f-1	性自認や性的指向に関する講演会場として公共施設に利用を申し込んだところ、講演の内容を理由に、利用を拒否された。
	300	f-2	公的な書類に不用意に記載された性別欄と外見の性別が異なるため、本人確認ができないという理由で必要な行政サービスや民間サービスが受けられなかった。
	301	f-3	印鑑登録証明書に性別欄の記載があるため、不動産や自動車の売買、会社登記等に支障をきたした。
	302	f-4	性別を削除した住民票の写しを市町村役場に希望したが、法令上、そうした扱いは自治体の権限ではできず、戸籍上と外見で性別が違うことが暴露された。
	303	f-5	マイナンバー(個人番号)カードの表面に性別が記載されているため、本人確認等に支障をきたしたり、外見との違いから差別を受けたりする不安がある。

	304	f-6	役所窓口、試験会場、警察官による職務質問、郵便物受取などで本人確認が必要な場合に、身分証明書の性別（戸籍上の性別）と見た目の性別が一致しないことからトラブルがおきた。
	305	f-7	スポーツ大会において、自分の性自認にもとづく選手登録ができず、出場を断念せざるを得なかった。
	306	f-8	同性パートナーが事故に遭い、携帯電話の履歴を見た救急隊から連絡を受け、安否情報の提供や病院の照会を申し入れたが、親族ではないことを理由に拒否された。
	307	f-9	選挙の際、投票所入場券や選挙人名簿に性別の記載があるため、見た目との不一致により、本人確認で不快な質問をされたり、周囲の人に戸籍上の性別がわかってしまったりする場合があります、その不安から、投票へ行けなくなった。
	308	f-10	外見の性別は望みの性別に近づいたが、戸籍変更の厳しい要件を満たすことができず、常に説明をしなくてはならないため、とても不便を感じている。
	309	f-11	現在、異性と結婚している状態にあるため、戸籍上の性別を変更できなかった。
	310	f-12	未成年の子がいるため、戸籍上の性別を変更できなかった。
	311	f-13	パスポートの性別が外見と異なるため、出入国の際や海外で不審に思われたり別人と思われて、空港などで出入国審査に時間を要したり、入国を拒否されたりした。
	312	f-14	パスポートにトランスジェンダーやXジェンダーなどの記載が認められていないため、入国審査などの際に本人確認と称して身体検査をされ、苦痛を感じた。
	313	f-15	性的指向や性自認を理由とする迫害を理由に難民申請をしたが、不認定となり、法務大臣への異議申立も却下された。
	314	f-16	性的指向や性自認を理由とする迫害を理由に在留特別許可を求めたが、認められなかった。
	315	f-17	性的指向が非典型であることを理由に、入国管理局の収容施設内で他の収容者から暴行を受けた。
	316	f-18	いわゆるレインボーパレードを申請するために警察署に出かけたが、入口の来署者名簿に全員の本名を記入しない限り警察署には入れないし、申請を受け付けることもできないと言われた。アウティングの恐れや、セクシュアリティと結合した個人情報収集されかねないことへの抵抗感から受け入れることができず、パレードの開催自体を断念せざるを得なかった。
	317	f-19	性的指向や性自認において抱える困難や差別の実態について調査や統計が不足しており、問題の深刻さについて実情を十分に把握したり、行政の担当者などに深刻さを十分理解してもらえなかったりした。
第4版から追加	【2. 相談・生活支援・保険・年金・生活保護】		
	318	f-20	公的機関や支援機関で相談した担当者などから、性的指向・性自認に基づくハラ（SOGIハラ）を受けた。

	319	f-21	支援機関で性被害に遭ったが、自分の性的指向・性自認（SOGI）を明かしたくないため訴えることができなかった。
	320	f-22	過去の同性からの性被害を訴える場がない。トラウマが解消しないまま、現在の対人恐怖につながっている。仕事も難しい状況におちいっているが、相談できる場すらない。
	321	f-23	トランスジェンダーが性暴力の被害に遭い、支援窓口を探したが情報が少なく見つけるのが困難であった。知人から紹介してもらい性暴力被害を扱う支援団体に電話をしたが、トランスジェンダーは取り扱っていないと言われた。
	322	f-24	トランスジェンダーです。ホルモン剤を服用しているが、ケースワーカーがトランスジェンダーに関する知識がなく、ホルモン剤摂取を止めるよう指導されている。
○	323	f-25	支援者から「女の子らしいね」「女の子だから力仕事はないよ」などによく言われ、ここではセクシュアリティを開示し相談できないと感じた。
○	324	f-26	法律上は男性であるトランスジェンダー女性がシェルターに入ることを希望したが、入れるシェルターがなかった。
	325	f-27	性的指向や性自認の問題について、役所の職員や電話相談サービス、ケースワーカーらに正確な知識があるかどうか不安なため、相談を躊躇したり、本当のことが話せなかったりした。
	326	f-28	性別違和感に関する相談やサポートのための社会資源が乏しく、十分な相談体制やサポートが得られなかった。
	327	f-29	性的指向や性自認を理由にいじめを受け、就労困難となったため生活保護を申請したが、窓口で「それくらいの理由で就労できないわけがない」と言われ、申請を断念した。
	328	f-30	同性パートナーと公団住宅への入居を役所へ申し込もうとしたが、同居親族に当たらないことを理由に拒否された。
	329	f-31	同性パートナーを会社の健康保険の被扶養者として加入させようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。
	330	f-32	同性パートナーを年金の3号被保険者として加入させようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。
	331	f-33	年金に加入していた同性パートナーとの関係を解消したが、パートナー関係にあった間の年金記録を分割することができなかった。
	332	f-34	配偶者ではないことを理由に、加給年金を受給することができなかった。
	333	f-35	年金に加入していた同性パートナーとの死別の際して、遺族年金を請求しようとしたが、親族でないことを理由に拒否された。
	334	f-36	年金に加入していた同性パートナーとの死別の際して、死亡一時金を受給することができなかった。

	335	f-37	宿泊行事、健康診断、身体測定など、身体の露出がある場面において、性的指向や性自認による困難を抱えている子どもの想定・配慮がされておらず、身体を見る/見られることへの不快感など、苦痛を感じた。
	336	f-38	ゲイ男性で、持病があり、現在就労不可のため生活保護を受給している。性感染症の疑いがあり、泌尿器科か性病科の受診を希望し、福祉事務所に医療券の発行を願い出たところ、感染経路をしつこく聞かれた。カミングアウトをしたところ、「こんなことをしていたら、いずれエイズになるぞ」ときつく注意された。
	337	f-39	性別違和/性同一性障害により、職場の人間関係が悪くなって失業。生活が立ち行かなくなって結果的に生活保護受給になった。働きたいけれど、職場における性別のプレッシャーを考えると、望む性別で働けるようになりたい。そのための診断や手術費用捻出などの時間とお金を考えると、もう生きてはいけなような気がした。
第4版から追加	【3. 被災者支援】		
	338	f-40	避難所に届いた支援物資が、登録されている性別ごとに配布されたため、性自認にもとづく肌着や衣服などを入手することができなかった。
	339	f-41	避難所のトイレが男女分けのものしかなく、見た目の性と性自認が不一致であったため利用しにくかった。
	340	f-42	避難所で性的指向を暴露されてしまい、周囲から疎外され、変態扱いなどのいやがらせを受けたため、避難所を離れざるを得なかった。
	341	f-43	避難所を管理する自治体職員に性的指向や性自認への配慮を求めたところ、「こんな大変な時にわがまを言わないで欲しい」とたしなめられた。
	342	f-44	性別移行のための治療中に罹災したが、避難所で十分なホルモン剤などが入手できず、治療を中断・断念せざるを得なかったため、体調が著しく悪化した。
	343	f-45	避難所で同性パートナーの所在を確認しようとしたところ、親族でないことを理由に情報提供を拒まれ、確認できなかった。
	344	f-46	周囲の視線が気になり、避難所で同性パートナーと一緒に寝起きすることができず、不安な毎日を過ごすこととなった。
	345	f-47	復興支援住宅に同性パートナーとの入居を希望していたが、申し込みがカミングアウトにつながることに恐怖を感じ、申し込みを断念した。
	346	f-48	復興支援住宅に同性パートナーとの入居を申し込んだが、親族ではないことを理由に共同での入居は断られた。

第4版から追加	(g) 民間サービス・メディア		
○	347	g-1	見た目の性別と証明書の性別が違うので、マッサージ、スポーツクラブ、カラオケなど会員登録が必須のサービスは、登録時に性別を記入させられるのではないかと利用しづらい。
	348	g-2	戸籍上の性別を男性から女性に変更した後に、ゴルフ場の会員になりたいと申し込んだところ、性別変更を理由に入会を断られた。

○	349	g-3	お店のカードを作る時に、本人確認書類の提示を求められるため、自分が望む名前への変更が簡単にできない。
	350	g-4	パートナーを生命保険の受取人に指定したところ、親族でないことを理由に拒否された。
○	351	g-5	同性のパートナーを生命保険の受取人に指定できたが、生命保険料控除を受けられない。
	352	g-6	パートナーを自動車保険の運転者家族限定特約の補償対象として申し込もうとした。親族でないことを理由に拒否され、限定なしの割高な保険料負担を強いられた。
	353	g-7	パートナーに銀行口座の代理人カードの発給を申し込もうとしたところ、親族でないことを理由に拒否された。
	354	g-8	パートナーを携帯電話の家族割引対象に申し込もうとしたところ、携帯会社によっては、親族でないことを理由に拒否するところがあった。
	355	g-9	パートナーにクレジットカードの親族カードの発給を申し込もうとしたところ、親族でないことを理由に拒否された。
	356	g-10	パートナーと結婚式を挙げようとしたところ、式場によっては、同性であることを理由に拒否された。
	357	g-11	近所のスーパーマーケットでポイントカードのポイントの家族合算を申し入れたが、親族でないことを理由に拒否された。
	358	g-12	交通機関の夫婦割引を申し入れたが、法的な夫婦ではないことを理由に拒否された。
	359	g-13	パートナーと二人の名義で住居を借りようとしたところ、ルームシェアが可能な物件にしか入居できず、年齢等の条件も含めると、入居が可能な物件がほとんど見つからなかった。
	360	g-14	パートナーと二人で収入を合算して住宅ローンを組もうとしたところ、法定相続が生じないことを理由に拒否された。
	361	g-15	住居を借りる際、住民票の性別記載が外見と異なることを理由に大家から断られた。
	362	g-16	見た目の性別と性自認が違って見えたため、公衆浴場、温泉、女性用下着の試着室などのサービスや商品が利用できなかった。
	363	g-17	マイレージクラブなどの会員証に性別欄があり、見た目と違おうとして、別人と疑われたり、サービスを利用しづらいことがあった。
	364	g-18	法的に性別を変更しないまま、海外旅行へ行こうとしたところ、パスポートの性別と見た目との違いを理由に、航空券の予約が勝手に破棄された。
	365	g-19	パートナーと、ホテルのカップル限定クリスマスディナーを予約しようとしたが、カップルだと説明したのにも関わらず、女性同士だと女子会扱いになるという理由で拒否された。
	366	g-20	同性パートナーと、ホテルのダブルルームの予約をしようとしたが、空室があるのにも関わらず、拒否された。

	367	g-21	メディアで性別違和や同性愛をおかしいものと話したり、存在しないと言ったり、笑いのネタにしたり、カミングアウトした当事者に対しても否定したりするのを見て、深く傷つけられた。
	368	g-22	メディアによる差別的な表現を周囲がおもしろおかしく真似することで、いじめや差別が横行していた。
	369	g-23	メディアに流布する性的指向や性自認に関する差別的情報から、メンタルヘルスの悪化を招いた。
	370	g-24	性自認や性的指向について不正確な知識をもとに、面白半分でテレビや週刊誌が報道しており、正確な知識の習得を阻害され、自尊感情を深く傷つけられた。
○	371	g-25	SOGIに関する自治体や企業の施策が報道されることが増え、セクシュアルマイノリティに関する情報が増えて嬉しいと思う反面、「行き過ぎた配慮がされている」「セクシュアルマイノリティだけ特別扱いされている」という発言を聞くことも増えた。必要な配慮だと思っても、批判されるかもしれないと思うと要求しづらい。

第4版から追加	(h) 刑事手続		
	372	h-1	同性の元パートナーからストーカー行為を受け警察に相談したところ、性的指向を理由に揶揄されたり、事件と関係ないのに性体験について質問されたりした。
	373	h-2	逮捕され、取調べの際に、押収した携帯電話の内容から同性愛者であることを察知した警察官から、「お前はオカマちゃんなのか？」などと暴言を吐かれた。
	374	h-3	レイプ被害を受けたが、被害者加害者とも男性であったため、被害者は偏見や差別を恐れて、罪がより重い強制性交等罪での訴えに踏み切ることができなかった。法的には刑法改正により適用対象となったことは知っていたが。
○	375	h-4	DV防止法上、同性は不適用との明文がないが、同性であるために保護命令が認められないことがある。
	376	h-4	パートナーが逮捕された際、親族でないことを理由に、留置場所を教えてもらえず、本当に逮捕されたのかや釈放されているのか否かなども知ることができなかった。
	377	h-6	パートナーが覚せい剤所持で逮捕された際、パートナーと同居していたが、覚せい剤の共同使用を目的に同棲していると誤解され、任意同行を求められた。
	378	h-7	パートナーが逮捕され面会に行った際、会話の内容から同性カップルであることを察知した立会人がニヤニヤ笑っており、深く傷ついた。
	379	h-8	自分のパートナーが逮捕された際、配偶者であれば自分が弁護人を選任できるのに、相手が同性のパートナーであったため、自ら弁護人を選任することができなかった。
	380	h-9	刑事・民事の裁判で同性パートナーの証人として呼び出しを受けた。本来は自分の配偶者が刑事訴追を受ける恐れのある証言を拒むことができる。しかし、現状同性パートナーとは法的な結婚ができないので配偶者として認められず、証言を拒むことができなかった。

	381	h-10	パートナーが起訴された際に、情状証人となったが、アウトティングを恐れるあまり二人の関係性やパートナーに有利な情報について曖昧にしか陳述できなかったため、説得力を欠く証言になってしまい、実刑判決を受けて強い無力感に苛まれた。
	382	h-11	パートナーが起訴された際に、「同居人」としての立場でしか情状証人になることができなかった。
	383	h-12	刑事収容施設において、一般的な性風俗雑誌の差し入れが認められているのに、ゲイ専門の雑誌であることを理由に、差し入れを拒否された。
	384	h-13	パートナーのいる刑事収容施設へ面会に行ったところ、「親族ではない者に会わせても受刑者の更生にはつながらない」と言われ、面会させてもらえなかった。
	385	h-14	刑事収容施設において、ホルモン療法の継続など適切な治療を受けることができず、性別の移行を中断せざるをえなかったばかりか、心身に悪影響が生じた。
○	386	h-15	ゲイ男性です。刑務所に入所中、HIV検査を希望したが、数年も放置されてエイズ発症をしてしまい、後遺症が残っている。
	387	h-16	性別適合手術を受け、身体の外見変更を行っているにもかかわらず、外見の性別ではなく、戸籍の性別で刑事収容施設を割り振られてしまった。

第4版から追加	(i) 新型コロナウイルス感染症関連（パンデミック時）		
○	388	i-1	コロナ禍で安全でない家にステイホームする時間が長くなっている。自分のセクシュアリティや精神疾患に理解のない家族が在宅勤務となり、顔を合わせるたびに怒鳴ったり心無いことを言うので、家にいるのが苦しい。逃げたくても、図書館やカフェなど長時間居られる場所が開いていないため、逃げ場がなく、家の物置で過ごし、そのまま寝る日も多い。
○	389	i-2	職場ではカミングアウトしていないが、リモート勤務の際に同性パートナーとの同居がばれてしまった
○	390	i-3	同棲している同性パートナーがコロナに感染したことを、職場や保健所に話すことができなかった。そのため適切な対処ができず、周囲にコロナ感染が広まっていたかもしれないし、自分も治療を受けることができなかった。
○	391	i-4	緊急事態宣言で休校中の留守家庭子ども会のお弁当屋食時、密を避けるために男女別の部屋で食べさせられた。
○	392	i-5	感染経路をはっきりと明かすことができないため（感染経路が自らのSOGIに関わるが、カミングアウトをしていないため）、感染経路を尋ねられると困る。
○	393	i-6	地域コミュニティ内では、感染経路がすぐに知れ渡り、それに伴ってセクシュアリティもばれてしまう。
○	394	i-7	自治体が感染者の年齢や職業といった情報を公表すると身元がかなり特定され、それに伴ってセクシュアリティもばれてしまう。特に比較的人口の少ない職業だと特定されやすい。

○	395	i-8	ミックスバーでコロナのクラスターが起こった際にバーの名前が公表されたため、どこに誰がいたかのかが分かり、セクシュアリティがばれる危険性があった。
○	396	i-9	同棲しているパートナーが感染したタイミングでカミングアウトすることになった。
○	397	i-10	コロナ禍により外出を控える必要があったため、支援団体と安全に繋がりにくくなった。対面では身バシの危険性があるし、オンラインでは家族の理解があるか分からず安易に参加することができない。
○	398	i-11	コロナ禍で交流が少なくなったので、周囲で困っている声が可視化されにくい。

第4版から追加	(j) その他（地域・コミュニティ）		
	399	j-1	子どもが性自認や性的指向の困難を周囲に嘲笑され、本人だけでなく家族全体が居住している地域から孤立してしまった。
	400	j-2	性自認や性的指向に関する差別的な地域に住んでいるため、居場所もなく、同じような困難を抱えている人ともつながることができず、友人や恋人を見つけることが難しくて孤立した。
	401	j-3	地域活動において、性自認や性的指向について差別的な発言が繰り返され、性自認や性的指向を揶揄されたり、そのことを理由に地域活動から排除されたりした。
○	402	j-4	居住している地域で差別的な噂を流されたため、メンタルヘルスが著しく悪化した。
	403	j-5	性的指向・性自認に困難を抱える高齢者が、退職後、ITに詳しくないため、当事者コミュニティやサービスに接続できず、社会から孤立してしまった。
	404	j-6	性的指向・性自認に困難を抱える高齢者が、性自認・性的指向について偏見の強い地域で噂を立てられることを恐れ、地域活動に踏み出すことができなかった。
	405	j-7	当事者コミュニティ内の人との契約が履行されず、消費者被害を受けたが、当事者であることが発覚することを恐れ、被害に対する支援を要望したり、支援を受けることができなかった。
	406	j-8	地方では、周囲に性的指向や性自認等についてカミングアウトしづらく、心から打ち解けられる友人ができず、住み慣れた土地を結局離れて都会に出ざるを得なかった。
○	407	j-9	家族にカミングアウトしたところ、弟が自身の婚約者にアウティングを行った。
○	408	j-10	セクシュアルマイノリティへのアライと表明したら嫌がらせをされた。
○	409	j-11	（セクシュアルハラスメントを受けて謝罪をされる時など）都合のいい時にだけ「男/女」に振り分けられる。

○	410	j-12	外国人との会話や、外国語で表現をする場面で配慮が不足している（例えば、英語圏ではShe/Heは使わずTheyを使う等の配慮をしていることがある）。
○	411	j-13	海外からの移住者が、日本の差別状況に戸惑う。交流の機会が少ない。